

一般社団法人産学協働イノベーション人材育成協議会の会費等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第7条に定める正会員又は賛助会員が支払う入会金及び会費に関する必要事項を定め、それによって一般社団法人産学協働イノベーション人材育成協議会（以下「この法人」という。）の事業活動に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(入会金及び会費)

第2条 定款第7条第1項に規定する入会金及び会費は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員

① 入会金

0円

② 会費

1事業年度につき100万円

(2) 賛助会員

① 入会金

0円

② 会費

1事業年度につき100万円

2 事業年度の途中で入会した正会員又は賛助会員であっても、当該事業年度における会費の全額を支払わなければならない。ただし、代表理事（会長）が特に必要と認め、理事会の承認を得た場合は、この限りでない。

(会費等の納入)

第3条 この法人に入会した正会員又は賛助会員は、入会及び退会に関する規則第3条第3項に規定する入会決定通知を受けた日から30日以内に、入会金及びその事業年度の会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

2 正会員又は賛助会員は、毎事業年度の会費として4月末日までにこの法人所定の方法により納入しなければならない。

3 正会員又は賛助会員から納入された入会金及び会費については、直ちに必要な帳簿に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

(資格喪失に伴う正会員等の会費収入義務等)

第4条 正会員又は賛助会員が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

2 この法人は、正会員又は賛助会員が納入した入会金及び当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は代表理事(会長)が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人産学協働イノベーション人材育成協議会の設立の登記の日(平成26年1月20日)から施行する。

以 上